第一条第一項中「第四十六条の三」を「第四十六条の二」に、「第四十九条の三第一項」を「第四十九条の二第一項」に、「第四十条」を「第三十九条」に、「第四十条の三」を「第四十条の二」に、「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律第六条第一項」を「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第九条第一項」に改め、同条第二項第二号中「電子情報処理組織」を「電子計算機（入出力装置を含む。以下本号において同じ。）とその手続等の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織」に改め、同条第三項中「書面等に記載すべき」を「作成等を書面等により行うときに記載すべきこととされている」に改める。

第二条第一項中「第四十六条の四第一項」を「第四十六条の三第一項」に、「第四十九条の四第一項」を「第四十条の三第一項」に、「第四十一条第一項」を「第四十条第一項」に、「第四十条の四第一項」を「第四十条の三第一項」に、「磁気テープ又は光磁気ディスク」を「磁気テープ、光磁気ディスク又は光ディスク」に改め、同条第二項中「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律第三条第一項」を「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第六条第一項」に改める。

第三条中「光磁気ディスク」を「光磁気ディスク又は光ディスク」に改める。

（予算執行職員等の責任に関する法律施行規則の一部改正）

第十七条　予算執行職員等の責任に関する法律施行規則（平成十五年財務省令第百二号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第十三条」を「第十二条」に改める。

第二条中「第十四条」を「第十三条」に、「に設置された」を「の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下本号において同じ。）とその手続等の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した」に改める。

（政府契約の支払遅延防止等に関する法律に規定する情報通信の技術の利用に関する省令の一部改正）

第十八条　政府契約の支払遅延防止等に関する法律に規定する情報通信の技術の利用に関する省令（平成二十六年財務省令第八十三号）の一部を次のように改正する。

第二条中「法第十一条の三第一項」を「法第十条の二第一項」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日（令和元年十二月十六日）から施行する。

（経過措置）

第二条　この省令による改正後の様式による報告書については、当分の間、改正前の様式による報告書を取り繕い使用することができる。

財務省、文部科学省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省、令第二号
○農林水産省、防衛省、環境省

情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第十六号）の施行に伴い、特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和元年十二月十三日

財務大臣　麻生　太郎
文部科学大臣臨時代理
国務大臣　竹本　直一
厚生労働大臣　加藤　勝信
農林水産大臣　江藤　拓
経済産業大臣　梶山　弘志
国土交通大臣　赤羽　一嘉
環境大臣臨時代理
国務大臣　江藤　拓
防衛大臣　河野　太郎

特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令

特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律施行規則（平成十三年内閣府・財務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省令第一号）の一部を次のように改正する。

第十条を次のように改める。

（手数料を現金により納付できる場合）

第十条　令第八条第二項に規定する主務省令で定める場合は、主務大臣が、その事務所において手数料の納付を現金ですることが可能である旨及び当該事務所の所在地を官報で公示した当該事務所において現金で納付する場合とする。

第十一条中「情報通信技術利用法第三条第一項」を「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）第六条第一項」に、「同項」を「関係行政機関が所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則（平成十六年内閣府・総務省・法務省・外務省・財務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省令第一号）第四条」に改める。

附　則

この省令は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日から施行する。

厚生労働省、経済産業省、令第三号
○財務省、農林水産省、環境省

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令等の一部を改正する政令（令和元年政令第八十八号）の施行に伴い、並びに容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成七年法律第百十二号）第十五条第一項第一号及び容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律施行令（平成七年政令第四百十一号）第九条第二号イの規定に基づき、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和元年十二月十三日

財務大臣　麻生　太郎
厚生労働大臣　加藤　勝信
農林水産大臣　江藤　拓
経済産業大臣　梶山　弘志
環境大臣臨時代理
国務大臣　江藤　拓

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律施行規則の一部を改正する省令

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律施行規則（平成七年大蔵省・厚生省・農林水産省・通商産業省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定全体を改正後欄に掲げるもののように改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを新たに追加する。